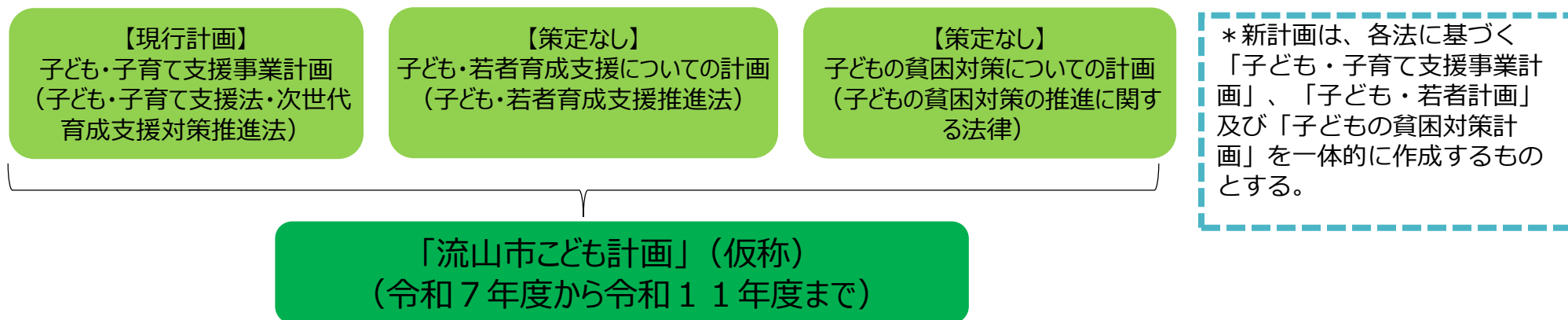


【本市の現行計画】

計画名称	根拠法令	策定のための調査
第2期子どもをみんなで育む計画 ～流山市子ども・子育て支援総合計画 (令和2年度～6年度)	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ■ニーズ調査(アンケート調査) <ul style="list-style-type: none"> ➢調査対象:就学前の子どもの保護者2,000件 小学生の保護者1,000件 ■子育てワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者と子ども(小中学生)で意見交換を実施

【新計画(案)】



◎こども基本法(施行期日:令和5年4月1日)

【第10条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定(努力義務)

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること)
- 各計画は、既存の各法令(*)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
 - *子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条

【第11条】こども等の意見の反映

- 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるための必要な措置を講ずるものとする
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策の反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

「流山市こども計画」(仮称)に係る進め方の検討について

■ 計画に係るこども・若者意見聴取・実態調査(案)

「流山市こども計画」(仮称)の策定にあたり、こども・若者からの意見聴取や各種実態調査を行い、流山市のこども・子育て施策に反映させていきます。

(1) こども・若者からの意見募集

募集時期(予定)：令和5年9月中旬～10月末

対象者	募集テーマ	募集方法
市内在住及び在学 中学生	「こどもまんなか社会」を実現するため、流山市に住むこども・若者たちが、今を幸せに楽しく過ごすことができるようなアイデアやこども・若者、子育てに関する取組等の意見を募集する。 なお、以下の(1)～(4)は必ず含めた提案内容で応募すること。 (1) 提案テーマ (2) 解決したい課題や要望 (3) 提案内容 (4) 得られるメリット	・SNS等を活用して募集する。 ・市内中学校を通じて、募集チラシを配布する。 ・図書館や児童館・児童センター等の公共施設にポスターを掲示し、周知をする。
市内在住及び在学 高校生		・SNS等を活用して募集する。 ・市内高校及び市内大学・専門学校に、ポスターを掲示してもらい、周知をする。
市内在住及び在学 若者(18歳～29歳以下*) (*)こども家庭庁が実施する「こども若者★いけんぶらす」(こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組)の対象を参考とした。	【テーマ例】 ・こども・若者の居場所として〇〇がほしい ・こども・若者の夢を〇〇でサポートしたい ・こどもの権利を知ってもらうために〇〇をしたい など、こども・若者や子育てに関するものであれば自由に提案してもらう。	

* 意見募集にあたっては、募集チラシやポスターを作成し、広報や市ホームページ、LINE「ながれやま市子育てちゃんねる」等を活用して周知をする。また、各種イベント等でも、チラシを配布する。

「流山市こども計画」（仮称）に係る進め方の検討について

（2）流山市こども会議（案）

流山市こども会議は、子どもたちが自由に意見を言える、伝える場所として開催する。
話し合うテーマについては、（1）のこども・若者の意見募集に挙げたテーマから選ぶものとする。
なお、最終的には、話し合ったテーマについて市長と意見交換する場を設ける予定である。

募集時期（予定）： 令和5年10月上旬～10月末

開催回数	開催時期（予定）	会議委員構成	募集方法
全4回程度	令和5年11月 令和5年12月 令和6年1月 令和6年3月 *開催日は土日を予定	中学生 10人程度 高校生 10人程度 *市内在住、在学の大学生にサポーターとして、進行等の協力をお願いする。	・こども・若者からの意見募集の調査表の中に、流山市こども会議の参加についても記入してもらう。 ・SNS等を活用して募集する。

（3）アンケート調査等

実施調査	根拠法令	実施時期（予定）	実施方法	未就学児	小学生		中学生	義務教育 修了後から 29歳まで
					低学年	高学年		
こどもの生活状況に関する実態調査	子どもの貧困対策の推進に関する法律	令和5年11月～12月	市立全小・中学校を通じて配付し、学校回収			小5 児童・ 保護者	中2 生徒・ 保護者	
こども・若者意識調査	子ども・若者育成支援推進法	令和6年2月～3月	対象層から無作為抽出し、郵送回収				中学生～29歳 こども・若者	
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	令和6年4月～5月	対象層から無作為抽出し、郵送回収	0～5歳児 保護者	低学年 保護者	高学年 保護者		